

## 2. 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種の援護を受けるための証明となるものです。

なお、平成14年4月1日以降、新規又は更新（障害程度変更又は障害追加）の申請をされる方へ手帳を交付する際に、将来障害程度に変化が予想される場合、その方を対象にした障害再認定制度を実施しています。

## 3. 身体障害者手帳に関する諸手続

身体障害者手帳を交付された後、次のような変更等があった場合には、必ず身体障害者手帳記載内容の変更が必要になります。

### (1) 住所を変更したとき

住所を変更したときは、30日以内に、下記の窓口へ届け出てください。

立川市内で転居した場合・・・立川市福祉部障害福祉課へ

他の区市町村へ転出した場合・・・新住所を担当する区市町村の福祉事務所又は障害福祉担当課へ

### (2) 氏名を変更したとき

婚姻等により、又は、戸籍届出により、氏名を変えたときは、立川市福祉部障害福祉課に届け出てください。

### (3) 障害程度が変わったとき

障害程度が変わったときは、手帳の再交付（更新）を申請できます（新たに指定医の診断書が必要になります）。詳しくは、立川市福祉部障害福祉課にご相談ください。

### (4) 手帳を紛失したときや破損・汚れたとき

手帳を紛失したときや破損したときなどは、手帳の再交付（紛失・破損など）を申請できます。詳しくは、立川市福祉部障害福祉課にご相談ください。

### (5) 手帳の返還

ご本人が、死亡されたとき、又は障害程度が軽くなり身体障害者福祉法に定める障害に該当しなくなったときは、立川市福祉部障害福祉課に手帳をお返しくください。

### (6) その他

手帳は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。

\* その他詳細については、立川市福祉部障害福祉課にお問い合わせください。